区分所有建物壳買契約書

収 入 印 紙

(A) 売買の目的物の表示(登記簿の記録による)(第1条)

	一村	東の建物	物の表	示															
	名	称																	
 建	所	在																	
	構	造																	
	床	面積		1	階	i · m					m²	延床面積			m²			m²	
	専る	育部分0	つ表示	(階	号	室)								•				
物	家	屋番号					建物	物の番	号					和	重 類				
	構	造											床面	積					m²
	建	物の附	属物、	附属建筑	物														
	敷地			所		在	:				f	也	番	地	目		地	積	
	地利用	1																	m²
	権	2																	m²
	の存する土地	3																	m²
	土地	4																	m²
土	敷	権	利の種	種類	敷の	敷地権たる旨 の登記の有無 敷地権の割合]合	・共有	持分				-				
	地	1				□有・□第													
	利用権	2				□有・□第	! !!						土地面	i積合	計				m²
	の内容	3				□有・□第	Ħ.												
	容	4				□有・□第	Ħ.												
		地	代	月額			円												
地	/H:	目	的	B	堅固	建物の所	有		対抗	亢要	件の有	了無			□有	•	□無		
	借地権の	種	類											用)					
	り場	期	間	自		年	<u>.</u>	月		目		2	É		年	J	月	日	
	合	敷	地の負	· 昏昏人	1	主 所													
			(所有:		E	モ 名													
					· ·														
特記																			
事項																			
切																			

(E	;)	売買代金、	手付金の額お	よび支払日
-----	-----	-------	--------	-------

(B1) 売買	C金総額 (第1条)	円
土地	代 金	円
建物	代 金	н
(うち消費税額及び	地方消費税額の合計額)	円
(B2) 手付金(第3条)	契約締結時支払い	円
(D3) 山田人 (炊 / 友)	第1回平成 年 月 日まで	н
(B3)中間金(第4条)	第2回平成 年 月 日まで	円
(B4) 残代金(第4条)	平成 年 月 日まで	Э

(C~F)その他約定事項

(C) 所有権等移転・引渡し・登記手続きの日 (第5条)(第6条)(第7条)(第14条)	平成	年	月	П
(D) 平成 () 年度公租・公課分担の起算日 (第11条)	平成	年	月	日
(E) 手付解除の期限 (第13条)	契約の 平成	日から 年	月	月後 日
(F) 違約金の額 (売買代金の %相当額) (第15条)	金			円

(G) — 1 融資利用の場合 (第16条)

融資申込先	F	触資承	認予是	邑目		融	資	金	額		
	平成	年	月	日まで							円
	平成	年	月	日まで							円
	平成	年	月	日まで							円
	平成	年	月	日まで							円
合		計									円
融資未承認の場合の契約角	解開限							 平成	年	——— 月	—— 日

(G) — 2 (第16条)

					_
買主自主ローンの場合の融資利用に必要な書類の最終提出日	平成	年	月	日	

(H) 借地権譲渡承諾書等取得期限 (第18条)

借地権譲渡承諾書等取得期限	平成	年	月	日	

(I) 瑕疵担保責任 (第17条)

瑕疵担保責任の有無及び期間	□負担する(物件引渡し後	間)・□負担しない

区分所有建物壳買契約条項

(売買の目的物および売買代金)

第1条 売主は、標記の物件(A)(以下「本物件」という。) を標記の代金(B1)をもって買主 に売渡し、買主はこれを買受けた。

(売買対象面積)

第2条 売主と買主は、本物件の標記の面積(A)と実測面積との間に差異があっても、互いに異 議を述べず、また、売買代金の増減を請求しないものとする。

(手付)

- **第3条** 買主は、売主に手付として、この契約締結と同時に標記の金額(B2)を支払う。
 - 2 手付金は、残代金支払いのときに、売買代金の一部に充当する。

(売買代金の支払時期およびその方法)

第4条 買主は、売主に売買代金を標記の期日(B3)、(B4)までに支払う。

(所有権等移転の時期)

第5条 本物件の区分所有権および敷地利用権(以下「所有権等」という。)は、買主が売買代金 の全額を支払い、売主がこれを受領したときに、売主から買主に移転する。

(引渡し)

第6条 売主は、買主に本物件を売買代金全額の受領と同時に引渡す。

(所有権等移転登記の申請)

- 第7条 売主は、売買代金全額の受領と同時に、買主または買主が指定する者の名義にするため に、本物件の所有権等移転登記申請手続きをしなければならない。ただし、敷地利用権が登 記のない借地権の場合はこの限りでない。
 - 2 権利移転の登記申請手続きに要する費用は、買主の負担とする。

(付帯設備の引渡し)

- 第8条 売主は、別添「付帯設備及び物件状況確認書(表1)」のうち「有」と記したものを、本 物件引渡しと同時に買主に引渡す。
 - 2 売主は、前項の付帯設備については、瑕疵担保責任を負わないものとする。

(負担の消除)

第9条 売主は、本物件の所有権等移転の時期までに、抵当権等の担保権および賃借権等の用益権 その他買主の権利行使を阻害する一切の負担を消除する。

(印紙代の負担)

第10条 この契約書に貼付する収入印紙は、売主・買主が平等に負担するものとする。

(公租・公課の負担)

- 第11条 本物件に対して賦課される公租・公課は、引渡日の前日までの分を売主が、引渡日以降の 分を買主が、それぞれ負担する。
 - 2 公租・公課納付分担の起算日は、標記の期日(D)とする。
 - 3 公租・公課の分担金の清算は、残代金支払時に行う。

(収益の帰属・負担金の分担)

第12条 本物件から生ずる収益の帰属および管理費、地代等各種負担金の分担については、前条第 1項および第3項を準用する。

(手付解除)

- 第13条 売主は、買主に受領済の手付金の倍額を支払い、また買主は、売主に支払済の手付金を放 棄して、それぞれこの契約を解除することができる。
 - 2 前項による解除は、相手方がこの契約の履行に着手したとき、または標記の期限(E)を 経過したとき以降はできないものとする。

(引渡前の滅失・毀損)

- 第14条 本物件の引渡前に、天災地変その他売主または買主のいずれの責にも帰すことのできない 事由によって本物件が滅失したときは、買主は、この契約を解除することができる。
 - 2 本物件の引渡前に、前項の事由によって本物件が毀損したときは、売主は、本物件を修復 して買主に引渡すものとする。この場合、売主の誠実な修復行為によって引渡しが標記の期 日(C)を超えても、買主は、売主に対し、その引渡延期について異議を述べることができ ない。
 - 3 売主は、前項の修復が著しく困難なとき、または過大な費用を要するときは、この契約を 解除することができるものとし、買主は、本物件の毀損により契約の目的が達せられないと きは、この契約を解除することができる。
 - 4 第1項または前項によってこの契約が解除された場合、売主は、受領済の金員を無利息で 遅滞なく買主に返還しなければならない。

(契約違反による解除)

- 第15条 売主または買主がこの契約に定める債務を履行しないとき、その相手方は、自己の債務の 履行を提供し、かつ、相当の期間を定めて催告したうえ、この契約を解除することができる。
 - 2 前項の契約解除に伴う損害賠償は、標記の違約金(F)によるものとする。
 - 3 違約金の支払いは、次のとおり、遅滞なくこれを行う。
 - ①売主の債務不履行により買主が解除したときは、売主は、受領済の金員に違約金を付加 して買主に支払う。
 - ②買主の債務不履行により売主が解除したときは、売主は、受領済の金員から違約金を控 除した残額をすみやかに無利息で買主に返還する。この場合において、違約金の額が支 払済の金員を上回るときは、買主は、売主にその差額を支払うものとする。
 - 4 買主が本物件の所有権等移転登記を受け、または本物件の引渡しを受けているときは、前 項の支払いを受けるのと引換えに、その登記の抹消登記手続き、または本物件の返還をしな ければならない。

(融資利用の場合)

- 第16条 買主は、この契約締結後すみやかに、標記の融資(G)-1のために必要な書類を揃え、 その申込手続きをしなければならない。
 - 2 標記の融資未承認の場合の契約解除期限(G)-1までに、前項の融資の全部または一部 について承認を得られないとき、また、金融機関の審査中に標記の融資未承認の場合の契約

解除期限(G)—1が経過した場合には、本売買契約は自動的に解除となる。

- 3 前項によってこの契約が解除された場合、売主は、受領済の金員を無利息で遅滞なく買主 に返還しなければならない。同時に本物件の売買を媒介した宅地建物取引業者も受領済の報 酬をそれぞれ売主・買主に無利息にて返還しなければならない。
- 4 買主自主ローンの場合、買主は、融資利用に必要な書類を標記(G)─2までに金融機関 等に提出し、その提出書類の写しを売主に提出しなければならない。買主が、必要な手続き をせず提出期限が経過し、売主が必要な催告をしたのち標記の融資未承認の場合の契約解除 期限(G)-1が過ぎた場合あるいは、故意に虚偽の証明書等を提出した結果融資の全部又 は一部について承認が得られなかった場合には、第2項の規定は適用されないものとする。

(瑕疵担保責任)

- **第17条** 買主は、売主が標記(I)において瑕疵担保責任を負担する場合は、本物件中、専有部分 に隠れた瑕疵があり、この契約を締結した目的が達せられない場合は契約の解除を、その他 の場合は損害賠償の請求を、売主に対してすることができる。
 - 2 契約の解除をした場合においても、買主に損害がある場合には、買主は売主に対し、損害 賠償請求をすることができる。
 - 3 建物については、買主は、売主に対して、本条第1項の損害賠償に代え、またはこれとと もに修補の請求をすることができる。
 - 4 本条による解除または請求は、本物件の引渡後標記(I)の期間を経過したときはできな いものとする。

(敷地賃貸人の承諾)

- 第18条 売主は、本物件の借地権を買主に譲渡するにつき、あらかじめ敷地賃貸人の承諾を得てい ない場合は、標記の期日 (H) までにその責任と負担において、敷地賃貸人の書面等による 承諾を得なければならない。
 - 2 前項の承諾が得られた場合、この契約は、締結の日に遡ってその効力を生ずるものとする。
 - 3 第1項の承諾が得られなかった場合、売主は、受領済の金員を無利息で遅滞なく買主に返 還しなければならない。

(諸規約の承継)

第19条 売主は、買主に対し、環境の維持または管理の必要上定められた規約等に基づく売主の権 利・義務を承継させ、買主はこれを承継する。

(協議事項)

第20条 この契約に定めがない事項、またはこの契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、 民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い、売主および買主が、誠意をもって協議 し、定めるものとする。

(訴訟管轄)

第21条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所を本物件所在地の管轄裁判所と定めるものとする。

(特約条項)

第22条 別記特約条項のとおりとする。

特	約	条	項

下記売主と下記買主は標記の物件の売買契約を締結し、この契約を証するため契約書2通を作成、売主および買 主が署名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成	年	月		B						
<売	主>		住	所						
			氏	名						(i)
			住							
			氏 							
<買	主>		住 	所 						
			氏	名						(FI)
			住	所						
			氏	名						(FI)
	約書は、	宅地	建物	取引業法第37条に	定められて	いる書	面を	兼ねてい	います。	
		•	< 妓	某介業者>					<媒介業者>	
(免許言	正番号)					(免	許証	番号)		
(所 右	生 地)					(所	在	地)		
商	号)					(商		号)		
(代 氢	長 者)					(代	表	者)		(FI)
(電	話)					(電		話)		
(F /	A X)					(F	Α	x)		
		<	取	引主任者>					<取引主任者>	
(登 録	番号)					(登	録番	号)		
(氏	名)				(EI)	(氏		名)		(EI)